令和８年度　出水工業高校　生徒心得

Ⅰ　生活に関する心得

１　通学の心得

⑴　登校下校の際は交通規則やマナーを守り，安全に十分留意し，他に迷惑をおよぼさない。

⑵　服装，態度，言葉遣いなど，常に本校生徒としての誇りと品位を保つよう心がける。

⑶　登下校は原則として制服を着用すること。

２　校内の心得

⑴　校内の生活は，互いに正しい理解と尊敬の上にたち，規律を重んじ秩序を保ち，協同の精神を養うように努めること。

⑵　他者に対して敬愛の態度をもって接し，礼節をわきまえて行動する。

⑶　校内では，静粛さを保つ。

⑷　欠席・遅刻・早退・欠課の場合は保護者から学校へ連絡すること。または，学校が公開している校務支援システム(See-Smile)で連絡することができる。

⑸　始業時から放課時までの間やむを得ず校外に出るときは学級担任に申し出て，外出許可をもらい許可証（生徒手帳）を携行する。

⑹　校内では所定の時間，場所で飲食する。

⑺　購買部の利用は休み時間内に済ませる。弁当の注文は１限後の休み迄とする。

⑻　校内に掲示，貼紙等をする場合は，事前に係の許可を受けること。

⑼　校舎及び校具は大切に取り扱い万一誤って破損，亡失したときは直ちに学級担任と事務（又は係の先生）に届け出ること。

３　授業時の心得

⑴　授業開始時刻には教室内で着席し静かに待機する。

⑵　授業開始の挨拶は，正しい姿勢，大きな声で語先後礼を心掛ける。

⑶　授業中は学習に専念し，積極的にその効果を挙げるように互いに協力する。

４　考査時の心得

⑴　考査前１週間，又は考査期間中は生徒の職員室及び各科準備室への出入りを禁ずる。

⑵　考査時間中はすべて監督教師の指示に従う。

⑶　考査時間中は出席番号順に着席する。

⑷　鞄等は，全て教室の棚に置き，机の中は空にしておく。

⑸　考査時間中に文房具の貸し借りはしない。

⑹　机上に筆記用具，その他指定された用具以外は置かない。（机上に筆箱を置かない。タオル等は，机横のフックにかける）

⑺　不正行為は絶対にしない。不正行為をした者はその時間の考査を直ちに停止し，生徒指導の対象とする。

⑻　携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末(スマートウォッチやスマートグラス等)，タブレット端末を所持，または机に入れていた場合も不正行為とみなす。

⑼　何らかの理由で考査を受けられない場合は，学級担任に届け出る。

⑽　正当な理由で考査を受験できなかった場合は，教科担任の裁量により再考査を受験することができる。

５　容儀の心得

⑴　制服　下記のいずれかを着用する。

①本校指定の学生服,スラックス,ベルト(校章入り)，シャツ(長袖・半袖)を着用する。

②本校指定のブレザー，スカートまたはスラックス(校章入りベルト)，長袖シャツ，リボンまたはネクタイ,オーバーブラウス(半袖)を着用する。スカートは膝頭が隠れる程度の長さとする。

⑵　インナーシャツ　無地単色（白・黒・紺・グレーなど）とし，首元や袖口から見えないものとする。

⑶　靴下　白・黒・紺・グレーなど華美でないものを着用する。また冬季に黒か紺の単色のストッキングまたはタイツの着用を認める。

⑷　靴　　革靴もしくは運動靴とする。革靴は黒か茶の単色でローファーとする。運動靴は華美でないもので，紐またはマジックベルト式とし,くるぶしが隠れないものとする。

⑸　鞄　　本校指定の制鞄・補助バッグとし，通学には両方，もしくは，どちらかを使用することとする。なお，補助バッグについては，各部活動指定（学校名，部活動名入り）の部鞄でも可とする。

⑹ 防寒着　登下校の際，冬服の上から華美でない防寒着・手袋・マフラーやネックウォーマーの着用を認める。ただし，校舎内での着用は禁止する。学生服の下に華美でないトレーナーなどの着用を認める。またブレザーの下に黒・紺単色のセーター・カーディガンの着用を認める。

⑺ 頭髪　男子は，耳・襟にかからない程度とし，前髪は眉を越えない程度とする。女子は，肩に触れる場合は括り，前髪は眉を越える場合ピンで留める。髪留めは単色で華美でないものとする。

⑻ 禁止事項　① 頭髪のパーマなどの人工的ウェーブ，染色・脱色。
② 特異・極端な髪型
③ 額や眉毛本体へのそり込み
④ 装身具類（ピアス・指輪・腕輪・ネックレス等）
⑤ 化粧，つけまつげ，エクステンション，整髪料，香水，ネイル等

⑼ 異装　正当な理由での異装は「異装許可願」を担任へ提出し，職員へ周知を図る。冬季期間におけるひざ掛けの使用についても上記同様とする。ただし，集会等で厳しい寒さが予想される場合は係から事前に使用可の連絡をする。

⑽ 更衣　更衣期間は指定しない（但し，儀式等は指定された制服を着用する）。年間を通して，自分の体調や気温を考慮し，制服を正しく着こなす。

6　所持品に関する心得

⑴ 所持品は，学校生活に必要な物のみに限り質素にして華美に流れず，生徒としてふさわしい物を使用する。

⑵ 必要以外の金銭・貴重品・特に風紀を乱す物，危険を伴う物品は所持しない。

⑶ 金銭や物品の貸借を禁ずる。

7　部活動の心得

⑴ 放課後における活動の時間は，４月～10月（夏期）までは午後７時，11月～３月（冬期）までは午後６時30分までとする。ただし，部顧問及び指導者が立ち会い指示を与える場合は，相応の延長が認められる。

⑵ 定期考査１週間前及び考査中の練習は，原則として禁止とする。ただし，考査期間中及び考査終了後２週間以内に大会に出場する場合は，学校長の許可を得て特別練習を認める。

⑶ 対外試合に出場する際は，顧問を通じて，保護者，学級担任，生徒会担当の承諾を得た後，学校長の許可を得る。ただし，性行不良，学業不振，諸会費等が未納の生徒は原則として出場できない。

⑷ 校外で練習試合を行う場合は，顧問を通じて学校長の許可を得る。

⑸ 休日の練習は計画に沿った練習であり，顧問の立ち会いのもと，「健康・安全」に留意した練習を行うこと。

⑹ 部室の使用は，活動時間内のみとし，それ以外は必ず施錠すること。

8　男女交際についての心得

⑴ 男女相互いに敬愛の念をもって接し，お互いの人格を尊重し，これを損なうような言動を慎む。

⑵ 男女間の交際は，健全かつ公明であり，そのことにより，お互いが生徒として，また一個の人格として向上するものでなければならない。

9　校外生活に関する心得

⑴ 深夜徘徊（23：00～夜明け）や無断外泊を禁ずる。

⑵ 映画，興行物の観覧については，昼間に限る。

⑶ ギャンブル店やパチンコ店，ネットカフェ等への出入り及び遊技を禁ずる。

⑷ ゲームセンターへの生徒のみでの入場及び遊技は禁止する。カラオケBOXの入店については，土日祝及び長期休業中のみとし，19時までに施設を出ること。ただし保護者同伴の場合はその限りでない。

⑸ 公式の場への出席は制服を着用する。

⑹ 自転車・原付での２人乗りや貸借は絶対にしない。

⑺ 遊泳禁止の場所では絶対に泳がない。

10　集会の心得

⑴ 学校内の生徒の集会は事前に責任者を定め，集会の目的・場所・日時・参加者・所要時間などの計画をたて，関係教師を通じて校長の許可を受けなければならない。

⑵ 集会は責任者の指示に従い，所期の目的を達するよう協力する。

⑶ 集会終了後，責任者は会の状況・結果を関係教師を通じ校長に報告する。

⑷ 校内集会の決議事項は，校長の承認を得なければ執行できない。

⑸ 校外の集会に参加する場合は事前に関係教師を通じて校長に届ける。

⑹ コンサート等の開催は次の条件を守る。
① 成人の責任者が同席すること。（保護者が望ましい）
② 入場料を取らないこと。
③ 昼間に実施すること。
④ 内容が高校生らしいこと。

11 清掃に関する心得
⑴ 日常全員校舎内外の清掃美化に努力する。
⑵ 所定受持区域の清掃は，相互に協力して時間いっぱい有効活用し責任を果たす。

12 保健衛生に関する心得
⑴ 常に自己の心身の状況を熟知し，適度の運動，適度の休養により，健康の増進に心がける。
⑵ 自宅又は，近所に感染症が発生し，自分又は家族が罹患したときは直ちに学校に届け出る。
⑶ 健康診断の結果，治療勧告を受けた者は直ちに処置する。

13 相談についての心得
悩みや心配ごとがある場合は，学級担任や養護教諭，スクールカウンセラー等に早めに相談すること。

14 諸願い及び届けについて
次の場合については所定の手続きを経て届ける，又は学校長の許可を得なければならない。
⑴ 欠席・遅刻・早退・欠課届 ⑵ 外出届 ⑶ 旅行届 ⑷ 下宿届 ⑸ 住所変更届
⑹ 自転車・単車通学許可願 ⑺ アルバイト届・許可 ⑻ 受験・就職・対外試合等許可願
⑼ 集会許可願 ⑽ 復学願 ⑾ 転学願 ⑿ 休学願 ⒀ 退学願
（付）近親者死亡の際の忌引取扱日数
⑴ 父母……７日間 ⑵ 兄弟姉妹……３日間
⑶ 祖父母……３日間 ⑷ 伯叔父母及び同居の親族……１日間
⑸ 父母の祭日……１日間

15 アルバイトについて
アルバイトは，生活の安全と正しい高校生活を送るため，下記の条件により認める。（届出後は，保護者の責任により行われるものとする。）
⑴ アルバイトの条件等
① アルバイトは長期休業中（春・夏・冬休み・3年生の自宅学習期間）のみ認める。ただし，経済的な理由による申し出があった場合は慎重に審議し了承を得た後，休日（土・日・祝）に限り特別に認める。ただし別途定める許可条件を満たさない場合は取り消す。なお，１年生は１学期末からとする。
② アルバイト先は，自宅より通える範囲で，宿泊を伴うものは認めない。
③ 危険な作業や酒類を含む風俗営業（居酒屋・スナック等）でのアルバイトは認めない。
④ 人身事故等で責任を問われる仕事は認めない。
⑤ キャンプ場（阿久根大島等）でのアルバイトは，風紀上好ましくないので認めない。
⑥ 原則として午後６時以降のアルバイトは認めない。
⑦ 休日の労働時間は，１日８時間以内とする。
※長期休業中や休日のアルバイト届については，上記の条件内であれば，担任，係の許可をもらい認める。
⑵ 特別指導期間中のアルバイトは禁止する。
⑶ 成績不振者及び性行不良者については，アルバイトは認めない。
⑷ 考査期間中のアルバイトは禁止する。
⑸ アルバイト実施期間中は生徒手帳を携帯する。
⑹ 生徒・保護者は，事前に事業主と就業場所・日時・期間・仕事内容・賃金・補償関係等について十分話し合っておくこと。
⑺ 生徒指導上の問題があった生徒については，届・許可を取り消す。
⑻ 届の申請について
① 申請は所定の用紙（長期休業用，特別許可用）で行うこと。
② 特別アルバイト届については年度更新とする。
③ 申請書には保護者の印と同時に保護者所見を必ず書くこと。
※無断アルバイト等上記事項違反者については厳しく指導する。

16 下宿・間借りについて
⑴ 原則として禁止する。但し女子や特別な事情のある場合は考慮する。

⑵ 規律ある生活をし，下宿先に迷惑をかけない。
⑶ 常に健康管理に気を配る。
⑷ 帰省・外出の折りには，下宿の主人に所在をはっきりさせておく。
⑸ 寄宿舎寮則第21条により退寮した生徒の下宿・間借りについてはこれを認める。
⑹ その他，下宿・間借りを強く希望する生徒については，職員会議で審議し，その理由が適当と判断される場合はこれを許可する。

17 携帯電話（スマートフォン）について
⑴ 「携帯電話（スマートフォン）持込許可申請書」を入学時に提出する。
⑵ 校内での使用は禁止である。よって，校内に入る前に電源を切り鞄の中に入れ下校時に校外に出るまで電源を入れない。
⑶ 移動教室の際は，確実に教室を施錠し教室の鞄の中から持ち出さない。
⑷ 管理が心配な場合，正副担任にＳＨＲ時に預けるか学校に持って来ない。
⑸ 貸し借りは絶対にしない。
⑹ タブレットについては，職員から使用を指示された授業等でのみ使用することができる。それ以外の時間は使用しない。

18 情報通信機器（インターネットにつながる機器）使用時の心得
⑴ ソーシャルメディアの特徴として発信された情報は，一般に公開され，インターネット上で繰り返し転載され，またたく間に拡散する。一度，拡散すると完全に削除・訂正することはほとんど不可能であり投稿内容が半永久的にネット上に残る。この特徴を踏まえ，情報通信機器利用の際は，現在や将来を見通し慎重かつ適切な判断と行動が求められることを理解し，以下の事項を守る。
① 有害サイトアクセス制限サービスであるフィルタリングを活用し，トラブルに巻き込まれないよう自衛手段を講じる。
② 自分や他者の個人の情報や誹謗中傷は絶対に書き込まない。
③ 情報を掲載する場合，他者に迷惑をかけず，生涯残っても問題ない画像・動画内容か慎重に判断する。また，判断に迷う場合は載せない。現在載せているもので疑わしいときは削除する。
④ トラブルが発生した場合，ひとりで悩まず相談をする。

19 選挙活動について
⑴ 校内
① 選挙活動のすべてを禁止する。
⑵ 校外
① 違法なもの・暴力的なものやその恐れが高い場合は，制限または禁止される。
② 学業や生活に支障があると認められる場合は，制限または禁止する。
③ 校外で行われる選挙運動や政治的活動は，家庭の理解の下，生徒が判断して行う。

Ⅱ 交通安全に関する心得

1 徒歩通学者について
⑴ 歩行者は道路の右側を通行する。
⑵ 歩道がある場合は必ず歩道を通行し，横断歩道があるときは横断歩道を通行する。
⑶ その他の交通道徳を厳守する。

2 自転車通学者について
⑴ 以下の条件を満たす者に自転車での通学を許可する。
①「自転車通学許可申請書」の提出とともに自転車保険に必ず加入し，車体検査に合格すること。
② ヘルメットを所持し，運転中はヘルメットを着用すること。
⑵ 自転車を使用する場合は次の事項を守り安全運転に努める。
① 車体検査に合格及び通学許可ステッカーを後部泥よけに貼ったものを使用する。また，常に車体を点検し完全整備で使用する。
② 右側通行・２人乗り・無灯火運転・並進・荷物の積み過ぎなどしない。
③ 踏切の前では一旦停止し目視で安全を確認し通行する。
④ 歩行者の保護に努める。
⑤ 傘を差しながら・携帯電話を使いながら・イヤホンをして音楽を聴きながら等の『ながら運転』は危険が伴う為，してはならない。
⑥ 事故等の際，頭部を保護するために，必ずヘルメットを着用する。

⑦　交通事故が発生したら，安全確保の上，負傷者を救護し保護者や学校へ連絡する。状況に応じて警察への届出や相手の連絡先を確認する。

3　単車通学について

⑴　原付免許受験について

①　通学以外のための免許取得は認めない。

②　原付免許の受験をする場合は，申請書を学級担任に届け，交通係，校長（教頭）の承認を受け許可される。

③　原付免許の受験は次の期間に限り許可する。夏休み・冬休み・春休み・学校行事の振替休日

④　運転免許を取得した者は，直ちに担任及び交通係に届け，速やかに所定の手続きにより通学許可申請を行う。

⑵　通学は次の通りとし，特別な場合は別途定める。

①　学校乗り入れは自宅から６㎞以上とする。６㎞付近は係が実測をする。

②　部活動生徒は上記の限りではなく，部顧問・担任から申し出があった場合，６㎞（駅・バス停は３㎞）を目安として，自宅の立地状況や通学路等を総合的に判断して，交通係・校長（教頭）の許可があれば，学校または駅への乗り入れができる。

⑶　申請書提出後，三者面談・車体検査を行ったうえで，通学許可プレートを発行する。

⑷　単車通学をする場合は次の事項を守り，安全運転に努める。

①　使用する単車は，学校が定める車種（スクーターまたはカブタイプ）で排気量50cc未満（荷台付き）または新基準原付(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw(5.4ps)以下の二輪車)とし，通学許可プレートを所定の位置（ナンバープレートの下）に取り付ける。

②　ヘルメットは白色のフルフェイスを必ず着用し，後部に反射テープを張り付ける。

③　常に車体を点検し，完全整備で使用する。

④　改造ヘルメット，整備不良や改造した単車，学校が定める車種以外は絶対使用しない。

⑤　自動車損害賠償責任保険加入済みの単車を使用する。

⑥　任意保険に必ず加入する。

⑦　単車実技講習会や交通安全教室に必ず参加する。

⑧　その他，交通規則や交通道徳を遵守する。

4　公共交通機関の利用者について

次の事項を守り，高校生の品位を損なうことなく，安全の確保に努める。

⑴　定期券の不正使用をしない。

⑵　乗り降りは順序正しく，改札口や乗降口では一列に並んで割り込みをしない。

⑶　かけこみ乗車はしない。また，乗車の際は入口をふさがず中央へ進む。

⑷　車内では秩序を守り，体の不自由な人に席を譲る。また，他の乗客に迷惑をかけないように努め，乗務員の指示に素直に従う。

⑸　駅・車内の愛護に努めるとともに，駅の業務や車輌運転の障害になる行為をしない。

5　普通自動車運転免許・普通自動二輪車免許受験について

⑴　自動車学校（教習所等）に入校する場合は申請書を学級担任に届け，交通係・校長（教頭）の承認を受け許可される。なお，自動二輪車免許の取得については特別な理由がない限り認めない。

⑵　自動車学校入校は第３学年の２学期中間考査終了後，係が定めた期日以降とする。ただし，学校諸会費未納者は入校できない。また，成績不振の生徒については，入校できない。

⑶　卒業考査以前に鹿児島県自動車運転免許総合試験場（帖佐）で受験することを禁止する。（免許証の取得を禁止する。）

6　違反報告について

道路交通法やここに定める規定要領の違反，事故が発生した場合には翌日（休日のときは次の登校日）までに学級担任・交通係にその旨を届け出ること。

さわやかに着こなそう　出工スタイル！

冬　　服



本校指定の学生服，ブレザー，スラックス，スカート，ベスト，リボンかネクタイ（女子），ベルトを正しく着こなすこと。
頭髪，靴下，靴，鞄は規則を守ること。（「生徒心得」の容儀の心得を参照）

夏　　服

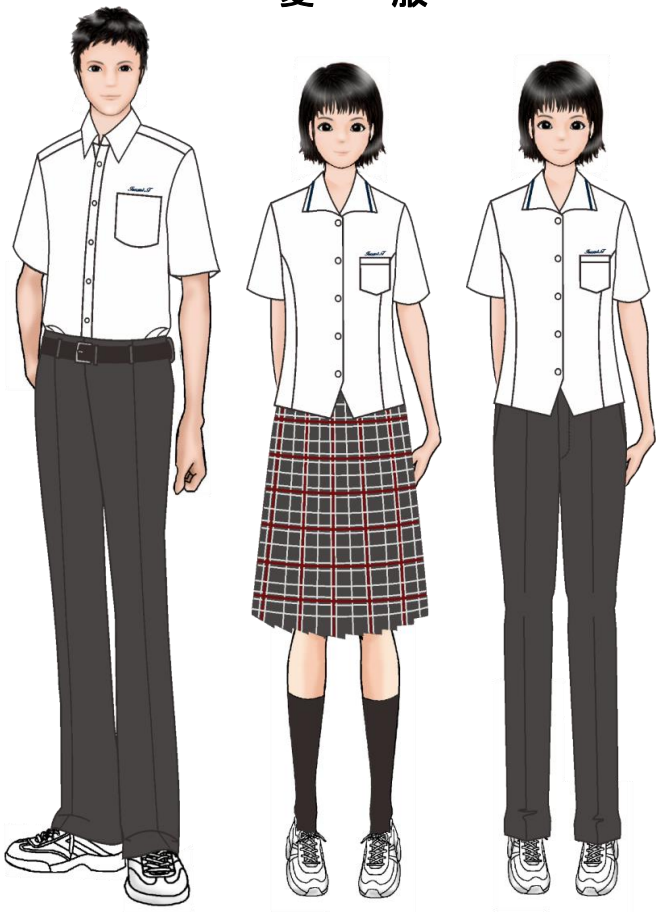

※更衣期間は指定しません（但し，儀式等は指定された制服を着用します）。
年間を通して，自分の体調や気温を考慮し，制服を正しく着こなそう。